

小金井市情報公開条例及び
個人情報保護制度の
運用状況
令和7年度

令和8年6月

総務部総務課情報公開係

I 情報公開条例の運用状況

情報公開条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

令和7年度の公開請求は83件で、前年度に比べると41件減少しました。

1 情報公開請求件数

(1) 実施機関別件数 合計 91件

実施機関	件数	実施機関	件数
市長	70	農業委員会	0
教育委員会	19	固定資産評価 審査委員会	0
選挙管理委員会	1	議会	1
監査委員	0	土地開発公社	0

(2) 主管課別件数 ※ 1件の請求が複数の主管課になる場合があります。

主管課	決定件数	主管課	決定件数
企画政策課	23	保育課	6
財政課	1	児童青少年課	6
広報秘書課	3	こども家庭センター	1
総務課	6	都市計画課	2
地域安全課	2	まちづくり推進課	3
職員課	4	道路管理課	10
管財課	4	建築営繕課	1
市民課	4	交通対策課	2
コミュニティ文化課	1	区画整理課	3
保険年金課	2	会計課	1
資産税課	3	庶務課	3
納税課	1	学務課	1
環境政策課	5	指導室	5
下水道課	3	生涯学習課	15
地域福祉課	4	図書館	1
介護福祉課	1	公民館	1
健康課	1	選挙管理委員会事務局	1
		議会事務局	1

2 請求に対する決定内容

(単位：件)

実施機関	公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	存否応答 拒 否	決定期間 延長中	合計
市長	47	40	16	(13)	1	0	104
教育委員会	8	13	5	(3)	0	0	26
選挙管理委員会	1	0	0	(0)	0	0	1
監査委員	0	0	0	(0)	0	0	0
農業委員会	0	0	0	(0)	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	(0)	0	0	0
議 会	1	0	0	(0)	0	0	1
土地開発公社	0	0	0	(0)	0	0	0
合 計	57	53	21	(16)	1	0	132

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

3 非公開（一部公開を含む。）情報の適用除外事項別内訳 (情報公開条例第5条各号該当)

適用除外事項	件数
法令秘情報	0
個人情報	22
法人等情報	30
国等関係情報	1
狭義の市政運営情報	4
公共の安全及び秩序維持情報	0
不存在（請求対象情報不存在）	26

※ 1件の非公開（一部公開）決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

情報公開制度では、実施機関が保有している市政情報は公開が原則となりますが、条例第5条の各号において、原則公開の例外として公開しないことができる範囲（適用除外事項）を定めています。

(1) 法令秘情報

法令等の規定で明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 個人情報

個人に関する情報で一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められる情報

(3) 法人等情報

法人等の事業活動等を著しく害すると認められる情報

(4) 市政運営情報

ア 国等関係情報

国等との間における当該事務事業の適正な執行に著しい支障があると明らかに認められる情報

イ 狭義の市政運営情報

事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が明らかに認められる情報

(5) 公共の安全及び秩序維持情報

人の生命、財産等の保護や公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかな情報

4 請求者区分別請求件数

区 分	件 数	請求者数
市内に住所を有する個人	47件	16人
市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	1件	1人
市外に住所を有する個人	15件	9人
市外に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	20件	20人
合 計	83件	46人

5 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、審査請求をすることができます。なお、令和7年度の審査請求は6件でした。

6 公開請求の内容及び処理状況

公開請求の内容及び処理状況は、別添資料1のとおりです。

7 情報提供の状況

情報提供は多種多様であり、市の財政状況や人口に関する統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

II 個人情報保護制度の運用状況

令和4年度まで、本市の条例により個人情報の取扱いがなされていましたが、個人情報を含めた情報のデジタル化を促進するために、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、令和5年4月1日から全国共通のルールとして一律に適用されることとなりました。

1 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱登録簿の作成状況

個人情報保護法第75条により個人情報ファイル簿の作成及び小金井市個人情報保護条例（令和4年条例第31号）第3条により個人情報取扱登録簿の作成がそれぞれ義務付けられました。作成状況は、(1)及び(2)のとおりです。

(1) 個人情報ファイル簿の作成状況 (単位：件)

市の機関	前年度末の作成数	年度中の作成数			年度末の作成数
		新規	廃止	変更	
市長	77	10	0	8	87
教育委員会	5	1	0	0	6
選挙管理委員会	1	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0
合計	83	11	0	8	94

(2) 個人情報取扱登録簿の作成状況 (単位：件)

市の機関	前年度末の作成数	年度中の作成数			年度末の作成数
		新規	廃止	変更	
市長	128	7	11	0	124
教育委員会	5	0	2	0	3
選挙管理委員会	2	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0
合計	135	7	13	0	129

2 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用、提供の状況

保有個人情報は、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないとされていますが、個人情報保護法第69条により、①法令に基づく場合、②本人の同意があるとき、③法令（条例を含む。）の定める所掌事務もしくは業務を遂行するため必要な場合、④専ら統計の作成又は学術研究の目的のため、本人の利益になるとき、その他特別の理由があるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない範囲で、目的外に利用し、又は提供をすることができるとされています。

令和7年度における保有個人情報の目的外利用、提供は、別添資料2のとおり499件ありました。

目的外利用、提供の根拠の内訳は、法令に基づく場合が361件、本人の同意が80件、法令（条例を含む。）の定める所掌事務等が31件、統計の作成又は学術研究の目的、本人の利益、特別の理由によるものが27件となっています。

目的外利用、提供されている最も多い根拠は、法令に基づく場合であり、利用目的の主なものは、税の賦課徴収業務、生活保護関係業務等となっています。

なお、住民基本台帳法の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、市民課において公表しています。

3 保有特定個人情報の目的外利用の状況

保有特定個人情報は、法令や条例に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用することとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り、利用が認められています。

令和7年度における保有特定個人情報の目的外利用は、ありませんでした。

4 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市が保有する自己を本人とする保有個人情報は、開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止をそれぞれ請求する権利が保障されています。

令和7年度の開示等の請求は69件でした。

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

市の機関	開示等 請求 件数	決 定 内 容							
		開示	部分 開示	不開示	存否応答 拒否	訂正	不訂正	利用 停止	利用 不停止
市長	69	59	8	10	1	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査 委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	69	59	8	10	1	0	0	0	0

5 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止の請求に対する市の機関の決定に不服がある場合は、審査請求をすることができます。なお、令和7年度はありませんでした。

6 民間部門での個人情報の取扱い等の規定について

令和4年度まで、市から個人情報に係る事務処理を受託した者、指定管理者は、本市の条例に基づき個人情報を取扱うこととされておりましたが、制度改正により、令和5年4月1日から個人情報保護法に基づき、取扱うこととなりました。

III 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求による実施機関の決定及び自己に関する保有個人情報の開示等請求による市の機関等の決定に対して不服がある場合に行われた審査請求を公平、客観的に審査する第三者救済的機関として、情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

審査請求を受けた実施機関及び市の機関等は、当該審査請求について本審査会に諮問をし、その答申を尊重して決定又は裁決をすることが定められています。

1 審査請求の諮問状況

令和7年度は、令和7年9月に諮問3件の取下げがありましたが、令和7年3月、8月及び9月に審査請求のあった6件について諮問し、審査委員会を開催しました。

事 件 番 号	処 分 庁	原 処 分	件 名	審 査 請 求 年 月 日	諮 問 年 月 日
令和5年度第 5号（情報公 開請求）	市 長	非公開 決 定	市立保育園廃園の専決処分を違法とした東京地方裁判所の判決	令 和 6 年 3 月 1 5 日	令 和 7 年 9 月 1 日 諮 問取下げ
令和6年度第 1号（情報公 開請求）	市 長	一 部 公 開 決 定	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の令和6年2月22日の「判決」の中の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされていることがわかる文書一式	令 和 6 年 5 月 6 日	令 和 7 年 9 月 1 日 諮 問取下げ
令和6年度第 3号（情報公 開請求）	市 長	一 部 公 開 決 定	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件に係る執行停止申立事件について裁判所の決定一式。決裁文書等を含む。	令 和 6 年 7 月 1 6 日	令 和 7 年 9 月 1 日 諮 問取下げ
令和6年度第 6号（情報公 開請求）	市 長	一 部 公 開 決 定	ふるさと納税と要する経費（添付令和5年度決算資料）における報償費、需用費、役務費、委託料にかかる詳細な内訳、支払先、その金員を規定する約状等などの資料（決算の明細書、支払いにかかる領収書の全て、契約書の類）	令 和 7 年 3 月 3 1 日	令 和 7 年 5 月 2 1 日
令和7年度第 1号（情報公 開請求）	教 育 委 員 会	非公開 決 定	市民体育祭（令和6年）における参加団体（別紙）における参加者名簿の処理についてわかる資料	令 和 7 年 8 月 2 0 日	令 和 7 年 1 2 月 2 3 日
令和7年度第 4号（情報公 開請求）	市 長	一 部 公 開 決 定	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件に係る執行停止申立事件について裁判所の決定一式。決裁文書等を含む。	令 和 7 年 8 月 2 2 日	令 和 7 年 1 1 月 2 1 日

令和7年度第5号（情報公開請求）	市長	非公開決定	添付にある「貸切営業確認書」	令和7年8月25日	令和7年10月30日
令和7年度第6号（情報公開請求）	市長	一部公開決定	市立保育園廃園の専決処分を違法とした東京地方裁判所の判決	令和7年9月3日	令和7年12月4日
令和7年度第7号（情報公開請求）	市長	一部公開決定	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の令和6年2月22日の「判決」の中の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされていることがわかる文書一式	令和7年9月3日	令和7年12月4日

2 情報公開・個人情報保護審査会答申等の状況

令和7年度は、5件の答申を行いました。答申の内容は、資料2の後に掲載しています。

事 件 番 号	処 分 庁	原 処 分	件 名	答 申 年 月 日	原処分に対する審査会の結論
令和6年度第1号（情報公開請求）	教育委員会	一部公開決定	2023年中に行われた「小金井市民体育祭ゴルフ大会」について ①開催概要、実施要項 ②参加者募集におけるの参加申込の個票および集計したもの ③参加申込者に対して行なった選別の課程のわかるもの（規約、個々の選別結果について理由のわかる根拠、選別結果をまとめたもの）④大会においてかかった経費、支出および市からの補助金があればそれらを含めた決算書の類（市、小金井市ゴルフ協会、小金井市体育協会など関係する団体におけるそれ） ⑤プレー費（キャディーフィー）の価格、ならびに積算根拠、この会費の流れのわかるもの	令和7年7月14日	妥当である
令和6年度第2号（情報公開請求）	教育委員会	非公開決定	2024年第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会における令和6年7月1日～7月3日までにおける申し込み者の個票。（メール申込みなので、それぞれの到着時刻のわかるもの）	令和7年7月14日	妥当である。
令和6年度第5号（情	市長	一部公開	ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての	令和8年1月20	一部公開すべきで

報公開請求)		決定	①起案書 ②外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料（法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等）	日	あるが、その他の非公開部分は妥当である。
令和6年度第6号（情報公開請求）	市長	一部公開決定	ふるさと納税と要する経費（添付令和5年度決算資料）における報償費、需用費、役務費、委託料にかかる詳細な内訳、支払先、その金員を規定する約状等などの資料（決算の明細書、支払いにかかる領収書の全て、契約書の類）	令和8年3月17日	一部公開すべきであるが、その他の非公開部分は妥当である。
令和7年度第1号（情報公開請求）	教育委員会	非公開決定	市民体育祭（令和6年）における参加団体（別紙）における参加者名簿の処理についてわかる資料	令和8年3月17日	妥当である。

3 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会議の内容
1	7.6.23	○ 令和6年度第1号及び第2号（いずれも教育委員会）並びに令和5年度第5号、令和6年度第1号、第3号、第5号及び第6号請求事件の審議
2	7.7.14	○ 令和5年度第5号、令和6年度第1号、第3号、第5号及び第6号請求事件の審議 ○ 令和6年度第1号及び第2号（いずれも教育委員会）請求事件に係る答申決定
3	7.8.27	○ 令和5年度第5号、令和6年度第1号、第3号、第5号及び第6号請求事件の審議
4	7.10.8	○ 改選後の会長及び職務代理者の選任 ○ 令和6年度第5号及び第6号請求事件の審議 ○ 令和5年度第5号、令和6年度第1号及び第3号請求事件については、取下げにより審議終了
5	8.1.9	○ 令和6年度第6号、令和7年度第4号、第5号、第6号及び第7号並びに令和7年度第1号（教育委員会）請求事件の審議 ○ 令和6年度第5号請求事件に係る答申決定
6	8.3.12	○ 前会長急逝による会長及び職務代理者の選任 ○ 令和6年度第6号及び令和7年度第1号（教育委員会）請求事件に

	係る答申決定 ○ 令和7年度第4号、第5号、第6号及び第7号請求事件の審議
--	--

※ 当該審査請求に係る諮問書は、審査庁（審査請求担当部署）から本審査会事務局（総務課情報公開係）へ送付され、受理し、審査手続を行っています。

4 情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等	備考
会長	竹之内 一幸	武蔵野大学教授	令和8年1月まで
委員	石井 光太	弁護士	
委員	榎本 洋一	弁護士	
委員	真野 文恵	弁護士	

IV 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

令和7年度は、情報公開制度の運営や保有個人情報の適切な取扱いに関する重要事項など小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第3号）第2条に基づく諮問事項の該当はなく、保有個人情報の管理に関する報告等のため、1回開催されました。

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会議の内容
1	8.1.22	1 会長及び職務代理者の選任 2 報告事項 ○ 市政情報公開請求に対する存否応答拒否について ○ 個人情報の漏えい等に関する報告について ○ 個人情報ファイル簿の公表件数について ○ 個人情報取扱登録簿の作成件数について ○ 令和6年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について ○ 小金井市個人情報の取扱いに関する管理規程の作成について

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

職名	氏名	役職等	備考
会長	仮野 忠男	政治ジャーナリスト	

委員	松行 彬子	元大学教授	
委員	白石 孝	行政経験者	
委員	井口 尚志	行政経験者	
委員	本多 龍雄	元小金井市部長	
委員	立川 明	小金井市商工会推薦	令和7年9月まで
委員	町田 博司	小金井市教育委員会推薦	
委員	中澤 武久	公募市民	
委員	橋本 修	公募市民	
委員	近藤 俊之	公募市民	
委員	向井 信正	公募市民	
委員	伊集院 晶	公募市民	令和7年10月より
委員	松本 照吾	公募市民	令和7年10月より

V 情報公開・個人情報保護制度の充実

情報公開及び個人情報保護の両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修等を始め、情報公開、保有個人情報開示等請求による市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
1	R7.4.1	平成8年2月26日付で東京市町村総合事務組合から收受した、小金井市宅地開発指導要綱に基づく変更届のうち「(変更後)緑化計画求積図」	平成8年2月26日付で東京市町村総合事務組合から收受した、小金井市宅地開発指導要綱に基づく変更届のうち「(変更後)緑化計画求積図」	公開	まちづくり推進課	
2	R7.4.16	男女共同参画にかかる苦情申し立てにかかる調査結果通知書小企企発第190号に対する、助言趣旨説明書、是正勧告書、是正措置報告書	助言趣旨説明書に係る決裁文書(小企企発第190号に対する助言趣旨説明書)	公開	企画政策課	
			助言趣旨説明書(小企企発第191号)の收受文書	公開	庶務課	
			男女共同参画にかかる苦情申し立てにかかる調査結果通知書、小企企発第190号に対する助言趣旨説明書、是正勧告書、是正措置報告書	公開	生涯学習課	
3	R7.4.16	男女共同参画推進審議会の現任期委員における謝礼(報酬?)等の領収書	男女平等推進審議会委員報酬に係る支出調査の写し(令和6年度開催分)(男女共同参画推進審議会の現任期委員における謝礼(報酬)等の領収書)	公開	企画政策課	
4	R7.4.16	ふるさと納税における納税者の個人情報保護にかかる規約、約かんならびに安全であることを証明するエビデンスの類	ふるさと納税における納税者の個人情報保護にかかる規約、約かんならびに安全であることを証明するエビデンスの類	一部公開	企画政策課	3号法人情報
5	R7.4.24	男女共同参画における苦情処理における処理委員の ①報酬にかかる領収書、もしくは支払いの実態のわかるもの ②処理委員の選任にかかる全ての書類(選任における会議の議事録、その他選抜にかかる全ての記録、推せん依頼書、その他推せんがあればそれにかかわる全て)	1男女平等苦情処理委員謝礼に係る歳出予算差引簿(令和6年度)(男女平等苦情処理委員の報酬に係る支払いの実態のわかるもの) 2男女平等苦情処理委員委嘱について(起案一式)(男女平等苦情処理委員の選任に係る全ての書類)	公開	企画政策課	
6	R7.4.24	男女共同参画推進審議会委員の選任にかかる全ての書類(選任にかかる会議の議事録、選任の理由のわかるもの 推せん依頼書、推せん書、その他の書類) ※市民公募委員は除外	1 男女平等推進審議会委員(学識経験者)の推薦について(依頼)起案一式 2 男女平等推進審議会委員(学識経験者)の推薦について(依頼)起案一式 3 小金井市男女平等推進審議会委員選考委員会の開催について 4 男女平等審議会委員の委嘱について (男女平等推進審議会委員の選任に係る全ての書類(市民公募委員を除く))	公開	企画政策課	
7	R7.4.24	令和6年7月1日以降現在までにおける市民体育祭ゴルフ競技の男女不平等案件(参加資格男は35才以上、女性20才以上)に関する文書の全て※(苦情、要望書、指示書、勧告、要請書)口ききなどの記録等	1 苦情・相談申出に係る取扱いについて 起案一式 2 苦情・相談申出に係る調査等実施について 起案一式 3 苦情・相談申出に係る調査等実施について 起案一式 4 苦情・相談申出に係る聞き取り調査の結果について 起案一式 5 苦情・相談申出に係る聞き取り調査の結果について 起案一式 6 苦情・相談申出に係る調査処理結果について 起案一式 7 男女平等苦情処理委員の調査・報告書 收受文書一式 (令和6年7月1日以降現在までにおける市民体育祭ゴルフ競技の男女不平等案件に関する文書の全て)	一部公開	企画政策課	2号個人情報
			令和6年7月1日以降現在までにおける市民体育祭ゴルフ競技の男女不平等案件(参加資格男は35才以上、女性20才以上)に関する文書の全て※(苦情、要望書、指示書、勧告、要請書)口ききなどの記録等	一部公開	広報秘書課	2号個人情報
			令和6年7月1日以降現在までにおける市民体育祭ゴルフ協議の男女不平等案件(参加資格男は35才以上、女性20才以上)に関する文書の全て※(苦情、要望書、指示書、勧告、要請書)口ききなどの記録等	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 3号法人情報

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
8	R7.4.24	小金井市職員組織票(最新のもの)	小金井市職員組織票(令和7年4月1日)	公開	職員課	
9	R7.4.28	男女共同参画、苦情申出のR2-1 R3-1 R3-2における助言趣旨説明書、是正勧告書、是正措置報告書	男女共同参画、苦情申出のR2-1 R3-1 R3-2における助言趣旨説明書、是正勧告書、是正措置報告書	非公開	企画政策課	不存在
10	R7.4.28	小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者(指定期間令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間))の応募時事業計画	小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者(指定期間令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間))の応募時事業計画	一部公開	生涯学習課	3号法人情報
11	R7.5.2	ふるさと納税における個人情報保護の安全にかかるエビデンス(契約書、約かんをえつ覧可能な人間、機関における、その人間、機関が当該個人情報保護の安全を担保しうる能力についての証明の類および、人間機関にかかわらずの証明があればそれ)	ふるさと納税における個人情報保護の安全にかかるエビデンス(契約書、約かんをえつ覧可能な人間、機関における、その人間、機関が当該個人情報保護の安全を担保しうる能力についての証明の類および、人間機関にかかわらずの証明があればそれ)	非公開	企画政策課	不存在
12	R7.5.2	ふるさと納税品へラクスオオカブトムシにおける ①小金井市産を証明するもの ②へラクスオオカブトムシが、全国配布しても環境的に安全とするエビデンス	ふるさと納税品へラクスオオカブトムシにおける ①小金井市産を証明するもの ②へラクスオオカブトムシが、全国配布しても環境的に安全とするエビデンス	一部公開	企画政策課	2号個人情報
13	R7.5.2	シルバー人材センターへの補助金にかかる①シルバーからの要望書(金額の積算にかかる詳細なもの)②①に対しての承認・決定したものの書類があればそれ(金額の積算にかかる詳細なもの)	シルバー人材センターへの補助金にかかる ①シルバーからの要望書(金額の積算に係る詳細なもの) ②①に対しての承認・決定したものの書類があればそれ(金額の積算に係る詳細なもの)	一部公開	介護福祉課	2号個人情報 3号法人情報
14	R7.5.7	・株式会社コスモズに対する東京都の特別指導検査についての全ての資料(小金井市とコスモズのやり取りの資料含む)・弾力的運用に関する資料(小金井市とコスモズのやり取りの資料含む)	(1)令和7年3月24日付け ご説明及び説明資料 (2)令和7年4月24日付け ご説明及び説明資料 (3)令和7年5月1日付け株式会社コスモズが運営する認可保育所に対する特別指導検査の改善状況について及び添付資料	一部公開	保育課	3号法人情報 4号ア
15	R7.5.9	・昭和54年12月6日付小建計収第113号の1で発出した「同意書」、「土地利用計画図」 ・平成6年4月12日付小都開収第2号の2で発出した「同意書」 ・平成8年2月26日付で收受した「東京自治会館研修所新館(仮称)新築に伴う外構他工事」に関する「(変更後)土地利用計画図 緑化計画図」	・昭和54年12月6日付小建計収第113号の1で発出した「同意書」、「土地利用計画図」 ・平成6年4月12日付小都開収第2号の2で発出した「同意書」 ・平成8年2月26日付で收受した「東京自治会館研修所新館(仮称)新築に伴う外構他工事」に関する「(変更後)土地利用計画図 緑化計画図」	一部公開	まちづくり推進課	2号個人情報
16	R7.5.12	小金井市が保有する以下の書類および電磁的記録一切。小金井市が発注した市道路工事における地下埋設物(コンクリート殻)の処理をした際に、受注者が東久留米市に支払いを求めるにあたっての根拠資料。(過去1年分)	小金井市が発注した市道路工事における地下埋設物(コンクリート殻)の処理をした際に、受注者が小金井市に支払いを求めるにあたっての根拠資料(過去1年分)	非公開	道路管理課	不存在
17	R7.5.12	添付にある「貸切営業確認書」※体協、ゴルフ協会への開示あつせんも含んで処理のこと	貸切営業確認書	非公開	企画政策課	3号法人情報 4号イ
			添付にある「貸切営業確認書」※体協、ゴルフ大会への開示あつせんも含んで処理のこと	非公開	生涯学習課	不存在
18	R7.5.14	東京電力が小金井市に支払った道路占用料がわかるもの(保存されているものすべて)(東京電力の支社がわかるものがあればそれも含む)	東京電力が小金井市に支払った道路占用料がわかるもの(保存されているものすべて)(東京電力の支社がわかるものがあればそれも含む)	一部公開	道路管理課	2号個人情報 3号法人情報
19	—	虐待通報の件で市が保有している情報	—	存否応答拒否	市長部局内	

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
22	R7.5.21	「有機フッ素化合物(PFAS)関係課会議」に関する資料一式 議事録、レジュメ、資料等	「有機フッ素化合物(PFAS)関係課会議」に関する資料一式(次第、資料、会議録)	公開	環境政策課	
			「有機フッ素化合物(PFAS)関係課会議」に関する資料一式 議事録、レジュメ、資料等	一部公開	下水道課	2号個人情報
23	R7.5.26	市民体育祭において会場の貸し出しにおいて交された契約書の類の全て(例:貸切営業確約書のたぐいなど) 直近のもの(令和6年開催)	市民体育祭において会場の貸し出しにおいて交された契約書の類の全て(例:貸切営業確約書のたぐいなど) 直近のもの(令和6年開催)	非公開	生涯学習課	不存在
24	R7.5.28	長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間のものに限り。詳細は下記を参照してください。	○団体総合生活補償保険証券(消防団員) ○防火防災訓練災害補償等共済(市民)	一部公開	地域安全課	3号法人情報
			小金井市保存樹木樹林及び環境緑地に係る賠償責任保険証券の写し	一部公開	環境政策課	3号法人情報
			一時保育幼児傷害保険証券	一部公開	保育課	3号法人情報
			団体総合保障制度費用保険(児童館入館者等、学童保育、子育てひろば)、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険(児童館、学童保育)、施設賠償責任保険(児童館行事)証券の写し	一部公開	児童青少年課	3号法人情報
			団体総合補償制度費用保険証券(部活指導員) 団体総合補償制度費用保険証券(水泳授業介助員、水泳夏季介助員) 団体総合補償制度費用保険証券(少人数指導等講師) 団体総合補償制度費用保険証券(外部人材・ボランティア) 団体総合補償制度費用保険証券(校内別室指導支援員) 子供を見守る家事業災害補償保険証券	一部公開	指導室	3号法人情報
			団体総合補償制度費用保険(コーディネーター等、参加者) 団体総合補償制度費用保険(放課後子ども教室) 団体総合補償制度費用保険(スポーツ事業) 団体総合補償制度費用保険(第一中学校施設) 団体総合補償制度費用保険(上水公園運動施設 小金井市テニスコート) 団体総合補償制度費用保険(民間体育施設開放) 団体総合補償制度費用保険(校庭開放) 賠償責任保険(学習支援活動) 賠償責任保険(放課後子ども教室)	一部公開	生涯学習課	3号法人情報
25	R7.6.2	<p>1 2025年3月における職員の離職者について</p> <p>① ハローワークに提出した大量離職通知書(提出していない場合はその理由がわかるもの)</p> <p>② 同通知書提出の有無にかかわらず、2025年3月31日における会計年度任用職員離職者の職種※1別の人数及び男女別の人数がわかるもの(例:集計表や決裁書など)</p> <p>③ 同通知書提出の有無にかかわらず、2025年3月31日における臨時任用職員離職者の職種※1別の人数及び男女別の人数がわかるもの(例:集計表や決裁書など)</p> <p>2 会計年度任用職員の再度の任用について</p> <p>① 2025年度以降の「公募を経ない再度任用の上限回数」の有無がわかるもの(上限回数がある場合はその回数)</p> <p>② 総務省による「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」の改正通知(2024年6月28日)を受けての検討内容がわかるもの</p> <p>③ 再度の任用希望者のうち、再度任用不可となった職種別人数とその理由がわかるもの(例:「合否決定」や「再任用不可」の集計表や決裁書など)</p> <p>3 2024年度離職者への再就職支援措置などについて</p> <p>① 再就職援助のために行った措置および再就職支援体制と従事した職員数がわかるもの</p> <p>② 再就職先確保の状況がわかるもの (総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)」(2024年12月27日)と大量離職通知書の③、⑤を踏まえてお願いします)</p> <p>4 会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について※2</p> <p>① 新規採用や再度の任用時における改正労働施策総合推進法に基づくセクハラ・マタハラ・ハワハラなどの相談窓口を周知していることがわかるもの</p> <p>② 非現業職員の在職時や再度の任用時に於ける権利救済制度(人事委員会または公平委員会への勤務条件に関する措置要求・不利益処分に関する審査請求など)を周知したことがわかるもの</p> <p>③ 会計年度任用職員で地方公営企業職員と技能労働者職員について、それぞれの職種別人数がわかるもの</p> <p>④ 地方公営企業職員と技能労働者職員の苦情を解決する「苦情処理共同調整会議※3」設置の有無、及び在職時や再度の任用時にその存在を周知していることがわかるもの</p> <p>※1: 職種別の例:事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労働職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員など)をお願いします。</p> <p>※2: 総務省「令和5年度」措置要求及び審査請求の状況等に関する調査の結果と踏まえた地方公共団体における措置要求、審査請求及び苦情処理の適正な運用等について」(2024年10月11日)では、会計年度任用職員に対して「必要な周知」を促しています。</p> <p>※3: 地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条によって組合(混合組合含む)がある場合は必要となります。</p>	①R7年3月の離職者についての写し ②【令和6年度末退職】対象者の写し ③小金井市会計年度任用職員の任用等に関する規則の写し ④令和7年4月1日小金井市会計年度任用職員更新状況の写し ⑤ハラスメント防止のための取組について(通知)の写し ⑥令和7年度 会計年度任用職員(月額制)辞令兼労働条件通知書(様式)の写し ⑦令和7年度 会計年度任用職員(時間額制)辞令兼労働条件通知書(様式)の写し	一部公開	職員課	2号個人情報 不存在
			令和7年度 会計年度任用職員更新結果 令和7年度 会計年度任用職員(月額制)辞令兼労働条件通知書 令和7年度 会計年度任用職員(時間額制)辞令兼労働条件通知書	一部公開	庶務課	不存在

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
26	R7.6.3	第一副市長から第二副市長への事務引継書(2025年6月における)	第一副市長から第二副市長への事務引継書(2025年6月における)	公開	広報秘書課	
27	R7.6.9	小金井市における土木工事を所管する部署が保有する以下の書類(メモなどを含む)および電磁的記録(メール等も含む)。小平市が小金井市に対し Manifesto を処理費用請求の根拠資料にしているか確認した際の受電記録。小金井市が Manifesto を根拠資料にすることはないと回答した根拠及び資料。	小金井市における土木工事を所管する部署が保有する以下の書類(メモなどを含む)および電磁的記録(メール等も含む)。小平市が小金井市に対し Manifesto を処理費用請求の根拠資料にしているか確認した際の受電記録。小金井市が Manifesto を根拠資料にすることはないと回答した根拠及び資料。	非公開	道路管理課	不存在
28	R7.6.9	小金井市における土木工事を所管する部署が保有する以下の書類(メモなどを含む)および電磁的記録(メール等も含む)。小平市が小金井市に対し問い合わせをした以下の内容。工事業者が工期中に処分した工事現場で発生した地下埋設物について、処分業者からの Manifesto の到着が工期後になり、市への提出が工期後になった場合、資料が工期後の提出になった場合、当該資料に基づき支払いを行うことはないことを確認した受電記録。前段の問い合わせについて回答した根拠及び資料。	小金井市における土木工事を所管する部署が保有する以下の書類(メモなどを含む)および電磁的記録(メール等も含む)。小平市が小金井市に対し問い合わせをした以下の内容。工事業者が工期中に処分した工事現場で発生した地下埋設物について、処分業者からの Manifesto の到着が工期後になり、市への提出が工期後になった場合、資料が工期後の提出になった場合、当該資料に基づき支払いを行うことはないことを確認した受電記録。前段の問い合わせについて回答した根拠及び資料。	非公開	道路管理課	不存在
29	R7.6.10	市民体育祭(令和6年)における参加申込担当者の個人情報保護に関する誓約書の類(できれば別紙の団体における担当名者にかかるもの全て)	市民体育祭(令和6年)における参加申込担当者の個人情報保護に関する誓約書の類(できれば別紙の団体における担当名者にかかるもの全て)※原文のまま	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 不存在
30	R7.6.10	市民体育祭(令和6年)における参加団体(別紙)における参加者名簿の処理についてわかる資料	市民体育祭(令和6年)における参加団体(別紙)における参加者名簿の処理についてわかる資料	非公開	生涯学習課	不存在
31	R7.6.12	添付資料中の「貸切営業確認書」※当該資料は、苦情処理委員の所管書類であり、既出の男女共同参画室に情報公開に関する権限はないとして再請求	貸切営業確認書	非公開	企画政策課	3号法人情報 4号イ
32	R7.6.12	小企企第190号「調査処理結果通知書」にかかる男女共同参画苦情処理における苦情処理委員に苦情処理を行なうにあたって発行されたであろう書類のたぐい(申込書、答申書、諮問書のような類)	小企企第190号「調査処理結果通知書」にかかる男女共同参画苦情処理における苦情処理委員に苦情処理を行なうにあたって発行されたであろう書類のたぐい(申込書、答申書、諮問書のような類)	非公開	企画政策課	不存在
33	R7.6.26	令和7年に出された「都市計画道路に関する検証報告書まとめ」に関する資料報告書4における 1) 現況、将来、フルネットの夫々の年次 2) 現況、将来における周辺市を含むOD表 3) 現況、将来における交通量配結果図、混雑度表 なお、資料はPDFをお願いします。	「都市計画道路に関する検証報告書」のうち該当部分 (市政情報の請求件名:1) 現況、将来、フルネットの夫々の年次 (市政情報の請求件名:3) 現況における交通量配結果図	一部公開	都市計画課	不存在
34	R7.7.8	下水道法に基づく届出事業場名簿	「下水道法に基づく特定施設届出事業場一覧」(最新版)	公開	下水道課	
35	R7.7.8	平成24年2月15日にURと締結した市民交流センター取得の売買契約書の写し	保留床等売買契約書	一部公開	コミュニティ文化課	3号法人情報
36	R7.7.9	第4回小金井市立保育園在り方検討委員会で示された、資料31「小金井市における児童福祉費の状況について」(別紙として添付しています。)に記載されている「令和5年度児童福祉費決算額推移(平成27年度から令和5年度)」の作成のもととなった資料について情報公開請求いたします。「令和5年度児童福祉費決算額推移(平成27年度から令和5年度)」の内訳が具体的に分かる資料をお願いします。内訳の具体例としては・計上した日付・支払い金額・支払先(保育園ごと)・支払内容(名目)など	小金井市保育所整備事業補助金決定通知書 (令和2年度から令和6年度まで) 小金井市賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金決定通知書(令和2年度から令和4年度まで)	公開	保育課	

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
37	R7.7.9	「小金井市マイナンバーカード出張交付窓口委託に係るプロポーザル」の件、以下情報をご教示ください。 ・決定理由(当社不採用理由) ・落札金額(概ねの価格帯でも構いません) ・プロポーザル評点表の決定業者及び当社の項目別評価点(今後の参考にさせていただきます。) ・決定内容の詳細	小金井市マイナンバーカード出張交付窓口委託に係るプロポーザルに係る情報開示請求 ・決定理由及び一次審査及び二次審査におけるプロポーザル参加事業者の配点(一次審査及び二次審査における評点票) ・落札金額	一部公開	市民課	不存在
			小金井市マイナンバーカード出張交付窓口委託に係るプロポーザルに係る情報開示請求 ・選定事業者の決定内容の詳細(選定事業者の企画提案書)	一部公開	市民課	3号法人情報
38	R7.7.10	東京フットボールクラブ株式会社第27回定時株主総会に係る文書として、次のもの。 ・事業報告 ・事業報告の附属明細書 ・計算書類 ・計算書類に関する附属明細書 ・独立監査法人の監査報告書 ・第27回定時株主総会参考書類	東京フットボールクラブ株式会社第27回定時株主総会に係る文書として、次のもの。 ・事業報告 ・事業報告の附属明細書 ・計算書類 ・計算書類に関する附属明細書 ・独立監査法人の監査報告書 ・第27回定時株主総会参考資料	非公開	生涯学習課	3号法人情報
39	R7.7.11	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(13, 10, 11, 12-1, 12-2, 14-1, 14-2街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(10, 11, 12-1, 12-2, 13, 14-1, 14-2街区)	公開	区画整理課	
40	R7.7.11	小金井市が保有する地番図や地籍図等のデータ 市が課税等のために整備している地番図・地籍図等は、法務局公図以外に、土地の地理的範囲を把握するためのほぼ唯一の公的資料であり、社会・経済活動を支える上で極めて重要な役割を担っています。仙台市、静岡市、名古屋市、京都市、福岡市、熊本市といった多くの政令指定都市をはじめ、全国で50以上の市区町村が地番図をすでにオープンデータとして公開しており、その流れは全国的に加速しています。不動産の位置特定が容易になることで、当方、土地家屋調査士の業務はもとより、市民や不動産業者の取引の円滑化に繋がる為、開示を希望します。	小金井市が保有する地番図や地籍図等のデータ	非公開	資産税課	不存在
41	R7.7.15	都市計画道路3・4・8号線拡幅事業でのケヤ木伐採について経過わかるすべての資料	都市計画道路3・4・8号線拡幅事業でのケヤ木伐採について経過わかるすべての資料	公開	道路管理課	
42	R7.7.24	小金井市マイナンバーカード出張交付窓口委託に係るプロポーザルについての以下の項目 ・1次審査の獲得得点詳細 ・2次審査の獲得得点詳細 ・2次審査における具体的な不足事項、評価など	小金井市マイナンバーカード出張交付窓口委託に係るプロポーザルに係る情報開示請求 ・一次審査及び二次審査における獲得得点詳細並びに不足事項、評価等(一次審査及び二次審査における評点票)	公開	市民課	
43	R7.7.30	小金井市が保有する以下の書類および電磁的記録一式。小金井市が使用している土木工事積算ソフトの名称、スペック、現在使用しているバージョン、ソフト購入時期のわかるもの。	建設局土木積算システム(DOS/V版)電子データ等の利用許諾契約書(小金井市が使用している土木工事積算ソフトの名称)	一部公開	道路管理課	不存在
44	R7.8.5	財務局主税部固定資産税課保管の最新年度の地番図電子データshapeファイル形式(字名データも含む)	資産税課保管の最新年度の地番図電子データshapeファイル形式(字名データも含む)	非公開	資産税課	不存在
45	R7.8.15	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(10, 12-1, 11, 13, 12-2, 14-1, 14-2, 9街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(9, 10, 11, 12-1, 12-2, 13, 14-1, 14-2街区)	公開	区画整理課	

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
46	R7.8.15	本年度実施された社会教育委員会(市民公募)選定にかかる文書 1. 実施起案書 1. 試験官氏名と役職のわかる文書 1. 小論文に対する採点一覧 1. 面接試験の採点一覧 1. 合格者氏名及び期数のわかる文書 1. 面接時の質問内容のわかる文書ないしは議事録のたぐい	小金井市社会教育委員の公募について 第33期小金井市社会教育委員候補者(公募)の一次選考結果について(通知) 小金井市社会教育委員選考会議(公募二次)の結果について(通知)	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 不存在
47	R7.8.18	令和7年市民体育祭における ①委託先(体育協会)からの個人情報保護にかかる誓約書 ②別紙団体の問合先担当者における個人情報保護にかかる誓約書	令和7年市民体育祭における ①委託先(体育協会)からの個人情報保護にかかる誓約書 ②別紙団体の問合先担当者における個人情報保護にかかる誓約書	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
48	R7.8.20	令和6年3月1日付「小総総発第147号」、令和6年4月25日付「小総総発第31号」、令和6年5月23日付「小総総発第48号」の決定(以下、3つの決定を併せて「本件決定」という。)を取り消すことを決裁した文書一式。本件決定が取り消されたことを小金井市情報公開・個人情報保護審査会に報告した文書一式(決裁文書等を含む。)	令和6年3月1日付「小総総発第147号」、令和6年4月25日付「小総総発第31号」、令和6年5月23日付「小総総発第48号」の決定(以下、3つの決定を併せて「本件決定」という。)を取り消すことを決裁した文書一式。 本件決定が取り消されたことを小金井市情報公開・個人情報保護審査会に報告した文書一式(決裁文書等を含む。)	一部公開	総務課	2号個人情報
49	R7.8.20	・昨年及び本年に小金井市立保育園の在り方に関する方針及び案につき総務部総務課が関与・意見・助言した市政情報一式 ・昨年及び本年に小金井市立保育園条例及び案につき総務部総務課が関与・意見・助言した市政情報一式 ・昨年及び本年に小金井市立保育園条例及び案にかかる法制執務・例規審査にかかる市政情報一式 ・昨年及び本年に小金井市立保育園条例及び案につき顧問弁護士が関与・意見・助言した市政情報一式	小金井市立保育園条例に係る資料一式(「昨年及び本年に小金井市立保育園条例及び案につき総務部総務課が関与・意見・助言した市政情報一式」及び「昨年及び本年に小金井市立保育園条例及び案にかかる法制執務・例規審査にかかる市政情報一式」)	一部公開	総務課	不存在
			小金井市立保育園条例に係る審査資料一式(「昨年及び本年に小金井市立保育園の在り方に関する方針及び案につき総務部総務課が関与・意見・助言した市政情報一式」)	非公開	保育課	不存在
50	R7.8.22	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の訴訟記録の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てに対する裁判所の決定一式(即時抗告がされた後のもの)。決裁文書等を含む。	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の訴訟記録の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てに対する裁判所の決定一式(即時抗告がされた後のもの)。決裁文書等を含む。	一部公開	総務課	2号個人情報 3号法人情報
51	R7.9.11	令和7年9月10日開札の「私道整備舗装等工事(その1)」に関する、 ・工事費総括書(金額入)・工事総括書(金額入)・種別内訳書(金額入) ・代価明細表(S,SP,V内訳書含む)(金額入)・諸経費計算書(金額入) ・設計書総括情報表・材料品調書及び機械器具調書 ・特記仕様書・設計図	私道整備舗装等工事(その1)にかかる工事設計書(金額入)、工事費総括書(金額入)、種別内訳書(金額入)、代価明細表(金額入)、機械器具調書、材料品調書、諸経費計算書(金額入)、設計書統括情報表、特記仕様書、工事施工の適正化に関する特記仕様書、平面図	公開	道路管理課	
52	R7.9.12	ふるさと納税返戻品「へらくれすおおかぶとむし」によるふるさと納税成果について (返戻品指定時から～) ①件数(数) ②金額 ③市税としての実際額 ※年度中途の場合は月次で	ふるさと納税返戻品「へらくれすおおかぶとむし」によるふるさと納税成果について(返戻品指定時から～) ①件数(数) ②金額 ③市税としての実際額 ※年度中途の場合は月次で	一部公開	企画政策課	不存在
53	R7.9.12	国民健康保険、国民年金における ①滞納件数 ②滞納額 ①、②における外人にかかる数字	国民年金における ①滞納件数 ②滞納額 ①、②における外国人にかかる数字	非公開	保険年金課	不存在
			令和6年度 国民健康保険税 徴収実績調書	一部公開	納税課	不存在

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
54	R7.9.16	市から民設民営学童保育所「メガロス東小金井学童クラブ」への補助金交付に関する資料	小金井市民設民営学童保育所運営費補助金交付申請書、 小金井市民設民営学童保育所運営費補助金交付決定通知書、 小金井市民設民営学童保育所運営費補助金変更交付申請書、 小金井市民設民営学童保育所運営費補助金変更交付決定通知書、 小金井市民設民営学童保育所事業年間実績報告書(市から民設民営学童保育所「メガロス東小金井学童クラブ」への補助金交付に関する資料)	一部公開	児童青少年課	2号個人情報 3号法人情報
55	R7.9.17	令和6年度に実施された「小金井市総合体育館及び栗山健康運動センター」の指定管理者選定に関する応募資料について、以下の行政文書の開示を請求いたします。 【請求内容】令和6年度指定管理者公募において、「みんなでつなごう小金井のまち共同事業体(構成団体:野村不動産ライブ&スポーツ株式会社、日本メックス株式会社)」が提出した以下の応募資料一式: - 事業計画書 - 収支計画書 - 運営体制・管理方針に関する資料 - 提案書(プレゼンテーション資料含む) - その他、選定委員会に提出された関連資料	【請求内容】令和6年度指定管理者公募において、「みんなでつなごう小金井のまち共同事業体(構成団体:野村不動産ライブ&スポーツ株式会社、日本メックス株式会社)」が提出した以下の応募資料一式: - 事業計画書 - 収支計画書 - 運営体制・管理方針に関する資料 - 提案書(プレゼンテーション資料含む) - その他、選定委員会に提出された関連資料	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 3号法人情報
56	R7.9.29	市道815号線の認定、区域決定、供用開始の告示の写し 市道 本町5丁目1802-11 宅地 本町5丁目1793-43 に係る箇所について	市道第815号線の認定、区域決定、供用開始の告示資料の写し 市道 本町5丁目1802-11 宅地 本町5丁目1793-43 に係る箇所について	公開	道路管理課	
57	R7.9.29	ふるさと納税返戻品「へらくれすおおかぶとむし」によるふるさと納税成果について年度別、月別、詳細を請求(小企企発第184号の決定通知に関する詳細)	ふるさと納税返戻品「へらくれすおおかぶとむし」によるふるさと納税成果について年度別、月別、詳細を請求(小企企発第184号の決定通知に関する詳細)	公開	企画政策課	
58	R7.10.7	国際基督教大学敷地の最新の議定図の写し	国際基督教大学敷地部分における、令和6年4月26日付け告示で変更した用途地域、防火地域及び準防火地域、高度地区の議定図の写し	公開	都市計画課	
59	R7.10.14	令和7年8月15日付「小総総発第62号」の職権取消処分に対する審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の規定により審理員を指名すること、および、その旨を審査請求人に通知することを決裁した文書一式。	令和7年8月15日付「小総総発第62号」の職権取消処分に対する審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の規定により審理員を指名すること、および、その旨を審査請求人に通知することを決裁した文書一式。	非公開	総務課	不存在
60	R7.10.14	福祉保険部長「高橋正恵氏」の社会福祉協議会理事就任に関して(添付資料) ①かかる案件における全ての起案者 ② " " における社会福祉協議会と市との間でなされた書簡の全て(推せん依頼書の類など) ③市職員である氏が社会福祉協議会理事に従事できることに規定、規約(市ならび社協のものを含む)	第32期社会福祉法人小金井市社会福祉協議会理事の推薦について ア 令和7年度 起案(件名)第32期社会福祉法人小金井市社会福祉協議会理事の推薦方について(回答) (①かかる案件におけるすべての起案書) イ 令和7年6月13日小社協発第114号 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会第32期理事の委嘱について(②かかる案件における社会福祉協議会と市の間でなされた書簡の全て) ウ 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会役員等選任要領 エ 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会役員等選任規程 (③市職員である氏が社会福祉協議会理事に従事できることに関する規定)	一部公開	地域福祉課	2号個人情報 3号法人情報

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
61	R7.10.15	令和5年度、および令和6年度の水質・食品・保菌・学童関連検査または空気測定の実務委託等の資料(契約件名、発注部署名、公告日、公募媒体、公募形式、入札方法、入札日、予定価格、落札価格、参加業者がわかる資料一式)	該当契約の入札見積経過調書(令和5年度、および令和6年度の水質・食品・保菌・学童関連検査または空気測定の実務委託等の資料(契約件名、発注部署名、公告日、公募媒体、公募形式、入札方法、入札日、予定価格、落札価格、参加業者がわかる資料一式))	公開	管財課	
62	R7.10.17	平成10年12月1日に正木典男助役が市の管理職者に出された「赤字決算」を危惧する内容の通達の写し	平成10年12月1日に正木典男助役が市の管理職者に出された「赤字決算」を危惧する内容の通達の写し。	非公開	財政課	不存在
63	R7.10.23	小金井市東町1-129-3の通路告示関係書類全て	小金井市東町1-129-3の通路告示関係書類全て	公開	道路管理課	
64	R7.10.30	小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会(添付資料)の令和6年1月1日～現在まで行われた会議の議事録など内容や日付けのわかるもの	1 令和6年度第1回男女共同参画施策推進行政連絡会議通知 2 令和6年度第2回男女共同参画施策推進行政連絡会議次第、資料及び議事録 3 令和7年度第1回男女共同参画施策推進行政連絡会議通知及び資料 4 令和6年度第2回男女共同参画施策推進行政連絡会議次第、資料及び議事録	公開	企画政策課	
65	R7.11.4	交通対策課 街路灯LEDへの切り替え業者委託 起案書作成の記録 平成26年位 平成25年第192-0号白石電機委託単価契約 その後白石電機から別会社と交通対策課が業者契約するに当たり起案書作成されたもの	平成29年7月4日付け起案「小金井市街路灯LED化事業委託の契約締結について」	公開	交通対策課	
66	R7.10.31	下記項目について開示ください。 小金井市環境マネジメントシステム導入について、平成19年9月(2007年)に八千代エンジニアリング(株)という会社に委託調査を行っている。 ①八千代エンジニアリング社に委託した、小金井市の環境マネジメントシステム導入調査を開示ください、平成19年9月(2007年) ②小金井市よる八千代エンジニアリング社への委託契約書の開示ください。 ③小金井市の環境マネジメントの制定は平成21年から、20年近く運用後に2版として変更されているが、その変更理由を開示ください。	小金井市環境マネジメントシステム導入について ① 八千代エンジニアリング株式会社に委託した小金井市環境マネジメントシステム導入調査については、「小金井市環境マネジメントシステム導入調査 報告書」として情報公開コーナーで閲覧することができる旨、調整させていただいたとおりとなります。 ② 八千代エンジニアリング株式会社への委託契約書情報について ③ 小金井市環境マネジメントシステムの制定(平成21年度)から20年近く運用後、第2版として令和元年度に変更しており、その変更理由について	非公開	環境政策課	不存在
67	R7.11.6	「かたらい」監修について ①監修を設けることについての規約、条項など根拠 ②監修の方を選ぶにあたっての選考にかかる資料(得点表、すいせん状?選考委員などの情報) ③監修が行なった具体的な修正行為があればその情報 ④監修の方に支払いのある報酬の情報	④監修の方に支払いのある報酬の情報 →「かたらい」62号監修者謝礼支出負担行為何兼支出伝票及び請求書	一部公開	企画政策課	2号個人情報 不存在
68	R7.11.6	「かたらい」編集委員の選考課程のわかる資料(選考委員の構成、得点表など)(起案書の類)※直近のもの	「かたらい」編集委員の選考過程のわかる資料 1 男女共同参画情報誌「かたらい」編集委員の公募について(起案一式) 2 男女共同参画情報誌「かたらい」編集委員の公募について(起案一式) 3 男女共同参画情報誌「かたらい」編集委員の審査について(起案一式) 4 男女共同参画情報誌「かたらい」市民委員選考委員会の開催について(起案一式)	一部公開	企画政策課	2号個人情報

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
69	R7.11.10	男女平等推進審議会委員〇氏について ①氏の学識経験者としてのエビデンス ②氏の論文、著作等の情報 ③氏が当市の委員として、最初に名前があがったときの文書の類(すいせん状、推薦依頼、他)	男女平等推進審議会委員〇氏について ①氏の学識経験者としてのエビデンス ②氏の論文、著作等の情報 ③氏が投資の委員として最初に名前があがったときの文書の類(すいせん状、推薦依頼、他) →男女平等推進審議会委員推薦書	一部公開	企画政策課	不存在
70	R7.11.21	東京地方裁判所令和7年6月27日判決(債務不存在確認請求事件)に係る判決書 東京高等裁判所令和7年11月6日判決(債務不存在確認請求控訴事件)に係る判決書	東京地方裁判所令和7年6月27日判決(債務不存在確認請求事件)に係る判決書 東京高等裁判所令和7年11月6日判決(債務不存在確認請求控訴事件)に係る判決書	一部公開	総務課	2号個人情報
71	R7.12.22	メガロス東小金井学童クラブでの死亡事故についての検証委員会の報告書等	(1) 小金井市民説民営学童保育所におけるプール事故検証委員会会議録 (2) 同検証委員会開催通知等送付起案書(会議次第、委員名簿及び会議資料等を含む) (3) 同検証委員会検証用資料送付起案書(検証用資料及び資料一覧を含む) (4) 同検証委員会の開催結果報告起案書(会議次第、委員名簿及び会議資料等を含む) (5) 同検証委員会への諮問(起案書)	一部公開	児童青少年課	2号個人情報 4号イ
72	R7.12.23	小金井市立清里山荘について、令和5～6年度の指定管理者の経費決算額(収支実績)が記載された文書	令和5年度小金井市清里山荘の指定管理業務報告書 令和6年度小金井市清里山荘の指定管理業務報告書	一部公開	生涯学習課	3号法人情報
73	R8.1.5	・メガロス東小金井学童クラブ開設時の公募に係る全ての文書等(市が野村不動産へ送付した文書等及び野村不動産が市へ提出した文書等の双方) ・市が補助決定した決裁文書 ・7年度及び8年度の年度更新において市、野村不動産がやり取りした全ての文書等及び市が補助決定した決裁文書	(1)メガロス東小金井学童クラブ開設時の公募に係る全ての文書等(市が野村不動産へ送付した文書等及び野村不動産が市へ提出した文書等の双方) (2)市が補助決定した決裁文書 (3)7年度及び8年度の年度更新において市、野村不動産がやり取りした全ての文書等及び市が補助決定した決裁文書	一部公開	児童青少年課	2号個人情報 3号法人情報 不存在
74	R8.1.14	〈下水道課〉「届出のある市内の下水道法に基づく特定事業場名簿」(最新分) 〈環境課〉環境確保条例に基づく工場・指定作業場一覧(最新分)	環境確保条例に基づく工場・指定作業場一覧(最新分) 「届出のある市内の下水道法に基づく特定事業場名簿」(最新分)	公開 公開	環境政策課 下水道課	
75	R8.1.27	小金井市立小中学校において、市議会議員の職にある者が、講師を務めた過去5年間の事例について(当該市議会議員が団体等から派遣されてきた場合を含め)の全ての市政情報。 (企画書、議事録、講師派遣依頼書や承諾書、当日の記録写真(動画)、当日の講演内容や配布資料、及び礼状、控室への貼付物、講師謝礼や必要経費に関する財務会計行為に関する文書全て事業報告書、子どもたちの感想文など全ての市政情報。	① 南小学校の担当教員と当該講師との打合せ記録(電子メール) ② 南小学校での当該授業に係る社会科学習指導案 ③ 南小学校での当該授業の写真 ④ 緑小学校の担当教員と当該講師との打合せ記録(電子メール) ⑤ 緑小学校での当該授業に係る児童の感想等の記録(ノート及びワークシート)	一部公開	指導室	2号個人情報 4号ウ

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
76	R8.1.27	貴市が現在契約している法定労災以外の損害保険証券の写しを請求いたします。 名称は(労災上乗せ保険・業務災害補償保険)等保険会社により異なります。 保険期間1年・年間保険料20万円以上 市の行政以外の、教育委員会・選挙管理委員会、他全ての機関の情報含む。	自動車損害共済委託申込承認証(写) 建物損害共済委託申込承認証(写) 2025年度 全国市長会市民総合賠償保険加入証(写)	一部公開	管財課	3号法人情報
			○団体総合生活補償保険証券(消防団員)	一部公開	地域安全課	3号法人情報
			賠償責任保険証券の写し	一部公開	環境政策課	3号法人情報
			貴市が現在契約している法定労災以外の損害保険証券の写しを請求いたします。 名称は(労災上乗せ保険・業務災害補償保険)等保険会社により異なります。 保険期間1年・年間保険料20万円以上 市の行政以外の、教育委員会・選挙管理委員会、他全ての機関の情報含む。	公開	健康課	
			団体総合保障制度費用保険(児童館入館者等、学童保育)証券の写し	一部公開	児童青少年課	3号法人情報
			市が現在契約している法定労災以外の損害保険証券の写し 保険期間1年・年間保険料20万円以上 「2025年度全国市長会公金総合保険加入証」	公開	会計課	
			全国市長会学校災害賠償補償保険	公開	学務課	
			団体総合保障制度費用保険証券(部活指導員)	一部公開	指導室	3号法人情報
			賠償責任保険(学習支援活動) 賠償責任保険(放課後子ども教室)	一部公開	生涯学習課	3号法人情報
77	R8.1.29	男女平等推進審議会(直近:令和8年)委員募集にかかる選考委員の資料(役職等)ならびに選考における評点表などの資料	男女平等推進審議会(直近:令和8年)委員募集の資料(役職等)ならびに選考における評点表などの資料 →① 小金井市男女平等推進審議会委員選考に係る論文審査について(依頼) 起案一式 ② 小金井市男女平等推進審議会委員選考委員会の開催について 起案一式	一部公開	企画政策課	2号個人情報
78	R8.2.26	小金井市立前原小学校の2024年度WEBQU学級シート全学級分 2025年度WEBQU学級シート全学級分	小金井市立前原小学校の2024年度WEBQU学級シート全学級分 2025年度WEBQU学級シート全学級分	非公開	指導室	2号個人情報
79	R8.2.27	小金井市『生活困窮者学習支援事業委託』プロポーザル ・受託事業者の企画提案書 ・各参加事業者の採点結果表(項目毎)	小金井市『生活困窮者学習支援事業委託』プロポーザル ・各参加事業者の採点結果表(項目毎)	公開	地域福祉課	
			小金井市『生活困窮者学習支援事業委託』プロポーザル ・受託事業者の企画提案書	非公開	地域福祉課	3号法人情報
80	R8.3.3	水路の専用使用料が分かる内容 住所:小金井市〇町〇ー〇ー〇	当該地における公共物占用料納入済通知書(主管課保存分)	一部公開	道路管理課	2号個人情報
81	R8.3.5	小金井市教育委員会が保有する以下の書類及び電磁的記録一切。 小金井市における市立小学校及び中学校が保有する「学校いじめ対策委員会」に関して、保存年限のわかるものすべて。	全市立小学校及び中学校のファイル管理表のうち学校いじめ対策委員会関係資料の保存年限のわかる部分(ファイル管理表内「第1ガイド 50生活」、「第2ガイド 10生徒指導」、「個別フォルダー名 20生徒児童資料」に該当)。 ※ 在:生徒児童の在籍期間	公開	指導室	
82	R8.3.19	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(19、20街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図(19、20街区)	公開	区画整理課	

令和7年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
83	R8.3.26	市内公設学童全施設における、以下の設備に関する保守点検等委託契約に係る契約書、仕様書及び直近の点検結果報告書 ①空調設備②昇降機③消防設備④非常通報装置	市内公設学童全施設における、以下の設備に関する保守点検等委託契約に係る契約書、仕様書及び直近の点検結果報告書 ①空調設備②昇降機③消防設備④非常通報装置	一部公開	管財課	3号法人情報
			市内公設学童全施設における、以下の設備に関する保守点検等委託契約に係る契約書、仕様書及び直近の点検結果報告書 ①空調設備②昇降機③消防設備④非常通報装置	一部公開	児童青少年課	2号個人情報

令和7年度目的外利用等報告内訳

個人情報ファイルの名称等		利用、提供の根拠	件数
個人情報 ファイル 簿	町会長・自治会長名簿	本人の同意	14
	基幹系住民記録システム	法令に基づく場合	85
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	2
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	6
	戸籍情報システム	法令に基づく場合	161
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	20
	消費生活相談情報	法令に基づく場合	1
	国民健康保険システム	法令に基づく場合	3
		本人の同意	2
	国民年金システム	法令に基づく場合	1
	個人市民税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	24
		本人の同意	9
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
	軽自動車税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
	固定資産税・都市計画税業務	法令に基づく場合	20
		本人の同意	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	5
	収納管理ファイル	本人の同意	3
	滞納整理ファイル	法令に基づく場合	18
	避難行動要支援者支援事業申請書ファイル	法令に基づく場合	7
	物価高騰対策給付金（3万円及び子ども加算2万円）受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	定額減税補足給付金（不足額給付）受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	障害福祉サービス等ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
	自立支援医療（精神通院）ファイル	法令に基づく場合	2
	心身障害者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	身体障害者手帳ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
精神障害者保健福祉手帳ファイル	法令に基づく場合	5	
	本人の同意	1	
	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1	
健康増進事業に関するファイル	法令に基づく場合	2	
介護保険システム	法令に基づく場合	6	
	本人の同意	4	
義務教育就学児医療費助成システム	本人の同意	1	
	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1	

令和7年度目的外利用等報告内訳

個人情報ファイルの名称等		利用、提供の根拠	件数
個人情報ファイル簿	高校生等医療費助成システム	本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	児童育成手当業務システム	本人の同意	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	児童手当・特例給付支給業務システム	本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	児童扶養手当システム	本人の同意	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
	乳幼児医療費助成システム	本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
	ひとり親家庭等医療費助成システム	本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	施設等利用給付システム	本人の同意	1
	保育入所事務ファイル	本人の同意	2
幼稚園補助金システム	法令に基づく場合	1	
	本人の同意	1	
小金井市こども家庭センター相談記録票	法令に基づく場合	1	
財務会計システム	法令に基づく場合	1	
個人情報取扱登録簿	心身障害者医療費助成受給者ファイル	本人の同意	1
	特別児童扶養手当受給者ファイル	法令に基づく場合	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
	東京都重度心身障害者手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	愛の手帳ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	大気汚染医療費助成制度に関するファイル	法令に基づく場合	1
	愛育手当台帳	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
東小金井駅北口土地区画整理事業地権者等名簿	法令に基づく場合	1	
その他	職員及び退職者等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	法令に基づく場合	1
		本人の同意	23
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	3
	教職員及び講師等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	1
防犯カメラの記録データ	法令に基づく場合	2	
合 計			499



令和7年度答申第1号
令和7年7月14日

審査庁

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月10日付け小教学庶発第110号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

市政情報一部公開決定処分取消請求事件（令和6年度第1号(教育委員会)）

答 申

1 審査会の結論

小金井市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和6年7月12日付け市政情報一部公開決定処分（小教生発第177号）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和6年7月3日付けで実施機関に対し、市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「2023年中に行なわれた『小金井市民体育祭ゴルフ大会』について①開催概要、実施要項②参加者募集における参加申込の個票および集計したもの③参加申込者に対して行なった選別の課程のわかるもの（規約、個々の選別結果について理由のわかる証拠、選別結果をまとめたもの）④大会においてかかった経費、支出および市からの補助金があればそれらを含めた決算書の類（市、小金井市ゴルフ協会、小金井市体育協会など関係する団体におけるそれ）⑤プレー費（キャディフィー）の価格、ならびに積算根拠、この会費の流れのわかるもの」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、「2023年中に行われた『小金井市民体育祭ゴルフ大会』について①開催概要、実施要項②参加者募集における参加申込の個票および集計したもの③参加申込者に対して行なった選別の課程のわかるもの（規約、個々の選別結果について理由のわかる根拠、選別結果をまとめたもの）④大会においてかかった経費、支出および市からの補助金があればそれらを含めた決算書の類（市、小金井市ゴルフ協会、小金井市体育協会など関係する団体におけるそれ）⑤プレー費（キャディフィー）の価格、ならびに積算根拠、この会費の流れのわかるもの」（以下「本件情報」という。）を市政情報として特定した。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について、令和6年7月12日付けで本件処分を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和6年7月16日付けで審査請求を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

教育長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和6年10月10日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、教育長からの諮問に際して、実施機関から令和6年9月18日付けの弁明書及び令和6年9月27日付けの審査請求にかかる弁明書への反論書の提出を受けるとともに、本件情報及び関連資料の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

請求人は、次のとおり主張する。

- (1) 実施機関が行った本件処分における②③④⑤について、「公益財団法人小金井市体育協会に各種競技大会の実施・運営を委託しているため、不存在」との理由で非公開としたが、当該大会における「主催者」は小金井市教育委員会であるにもかかわらず情報を持っていないとするのは、本来なすべき業務に対して怠業を働いているということであり、非公開決定理由にある「不存在」という文言は、任を全うしていない債務者らによる開き直りの言であるとして、その全ての取り消しを求めること、また、関係団体に斡旋かつ指導鞭撻の上、請求内容を早急に開示するよう求める。
- (2) 実施機関から受けた弁明書への反論において、実施機関は委託先が持つ情報については手元にはないのであるから公開する義務はないとしているが、情報公開の趣旨は行政に対する監査の意味を含むものであることから、小金井市教育委員会が主催である限りにおいて、そこに何らかの疑義が生じている場合、その真偽を判定するための情報提供に対して、これに応ずべきは公益を標榜する行政に求められる当然の義務である。また、当該事業における受託者と交わされた個人情報取扱特記事項第13条によれば、「受託者は、本業務に関して知り得た個人情報記録された資料等を委託者の求めに応じて委託者に提出しなければならない。」とされており、実施機関は小金井市民体育祭の受託者になっている。しかし、この条項を行使せず請求者が求めた個票などの情報公開を却下したことは、市民の知る権利に対する軽視と、サボタージュ行為であると考えられる。

よって、手元にはないとの理由のみで非公開とすることは、市民の知る権利に対して、積極的に寄り添わない実施機関の怠惰による責任逃れとしてその無効を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、次のとおり主張する。

- (1) 請求人は、市が保有していない情報についても、関係諸団体に斡旋かつ指導鞭撻の上、開示するように求めているが、そもそも、小金井市民体育祭は公益財団法人小金井市体育協会へ企画・運営について事務委託を行っており、実施機関としては受託者として必要な範囲において当該事務に係る報告は受けているが、各実施競技に係る個別な内容までをも報告させることとはしていない。

また、小金井市民体育祭は全27事業が実施予定であるところ、各競技における参加者の個人情報をも市が保有することは、業務に直接関係のない個人情報をも保有することと、安易な個人情報の収集は厳に慎むべきと考える。

- (2) 上記のとおり、本件請求については、市が保有する情報については条例の定めに基づき誠実に対応しているものであり、その余の部分については、請求時において不存在であることから各決定を行ったものであり、請求人の要望は失当であると考えるところである。

5 審査会の判断

- (1) 条例の定めについて

条例第2条第2号は、市政情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

- (2) 条例第2条第2号該当性について

当審査会が関連資料から確認した事実は、次のとおりである。

ア 小金井市民体育祭は、主に市民の健康増進及び地域スポーツの振興に資することを目的とし、公益財団法人小金井市体育協会を受託者（以下「体育協会」という。）として、「小金井市民体育祭」の企画・運営について、委託契約されたものである。

イ ゴルフ大会を含む各種競技大会の準備を含め、各大会の実施及び運営に関することは委託契約の中に含まれており、体育協会において実施されている。

ウ 本件情報については、本件処分があった時点（令和6年7月12日）で、実施機関が本件情報を保有している事実はなかった。

エ なお、委託契約には、事業途中及び事業終了後の2回、主管課の指示に従い、実施報告書を提出すること、また、報告書には実施団体からの受託



事業報告書及び領収書を添付することが謳われているが、本件処分があった時点（令和6年7月12日）においては、実施機関は、体育協会名での報告書は受領していたものの、それに添付すべき小金井市民体育祭ゴルフ大会を含む各実施団体からの受託事業報告書等については受領していなかった（処分庁が、各実施団体からの受託事業報告書等を受領したのは令和6年9月であった。）ことを確認している。

よって、本件処分があった時点で、実施機関は本件請求に関する市政情報を保有していなかったと認められる。

6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和7年度答申第2号
令和7年7月14日

審査庁

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月10日付け小教学庶発第110号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

市政情報非公開決定処分取消請求事件（令和6年度第2号(教育委員会)）



答 申

1 審査会の結論

小金井市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和6年7月12日付け市政情報非公開決定処分（小教生発第179号）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和6年7月3日付けで実施機関に対し、市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「2024年第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会における令和6年7月1日～7月3日までににおける申し込み者の個票。（メール申込みなので、それぞれの到着時刻のわかるもの）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、「2024年第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会における令和6年7月1日～7月3日までににおける申し込み者の個票。（メール申込みなのでそれぞれの到着時刻のわかるもの）」（以下「本件情報」という。）を市政情報として特定した。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について、令和6年7月12日付けで本件処分を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和6年7月16日付けで審査請求を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

教育長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和6年10月10日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、教育長からの諮問に際して、実施機関から令和6年9月18日付けの弁明書及び令和6年9月27日付けの審査請求にかかる弁明書への反論書の提出を受けるとともに、本件情報及び関連資料の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

請求人は、次のとおり主張する。

- (1) 実施機関が本件請求について「公益財団法人小金井市体育協会に各種競技大会の実施・運営を委託しているため、不存在」との理由で非公開としたが、当該大会における「主催者」は教育委員会であるにもかかわらず情報を持っていないとするのは、本来なすべき業務に対して怠業を働いているということであり、非公開決定理由にある「不存在」という文言は、任を全うしていない債務者らによる開き直りの言であるとして、その全ての取り消しを求めること、また、関係団体に幹旋かつ指導鞭撻の上、請求内容を早急に開示するよう求める。
- (2) 実施機関から受けた弁明書への反論において、実施機関は委託先が持つ情報については手元にないのであるから公開する義務はないとしているが、情報公開の趣旨は行政に対する監査の意味を含むものであることから、教育委員会が主催である限りにおいて、そこに何らかの疑義が生じている場合、その真偽を判定するための情報提供に対して、これに応ずべきは公益を標榜する行政に求められる当然の義務である。また、当該事業における受託者と交わされた個人情報取扱特記事項第13条によれば、「受託者は、本業務に関して知り得た個人情報記録された資料等を委託者の求めに応じて委託者に提出しなければならない。」とされており、実施機関は小金井市民体育祭の受託者になっている。しかし、この条項を行使せず請求者が求めた個票などの情報公開を却下したことは、市民の知る権利に対する軽視と、サボタージュ行為であると考える。

よって、手元にないとの理由のみで非公開とすることは、市民の知る権利に対して、積極的に寄り添わない実施機関の怠惰による責任逃れとしてその無効を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、次のとおり主張する。

- (1) 請求人は、市が保有していない情報についても、関係諸団体に幹旋かつ指導鞭撻の上、開示するように求めているが、そもそも、小金井市民体育祭は公益財団法人小金井市体育協会へ企画・運営について事務委託を行っており、実施機関としては受託者として必要な範囲において当該事務に係る報告は受けているが、各実施競技に係る個別な内容までをも報告させることはしていない。

また、小金井市民体育祭は全27事業が実施予定であるところ、各競技における参加者の個人情報を市が保有することは、業務に直接関係のない個

人情報を保有することと、安易な個人情報の収集は厳に慎むべきと考える。

- (2) 上記のとおり、本件請求については、市が保有する情報については条例の定めに基づき誠実に対応しているものであり、その余の部分については、請求時において不存在であることから各決定を行ったものであり、請求人の要望は失当であると考えるところである。

5 審査会の判断

(1) 条例の定めについて

条例第2条第2号は、市政情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

(2) 条例第2条第2号該当性について

当審査会が関連資料から確認した事実は、次のとおりである。

ア 小金井市民体育祭は、主に市民の健康増進及び地域スポーツの振興に資することを目的とし、公益財団法人小金井市体育協会を受託者（以下「体育協会」という。）として、「小金井市民体育祭」の企画・運営について、委託契約されたものである。

イ ゴルフ大会を含む各種競技大会の準備を含め、各大会の実施及び運営に関することは委託契約の中に含まれており、体育協会において実施されている。

ウ 本件情報については、本件処分があった時点（令和6年7月12日）で、実施機関が本件情報を保有している事実がなかった。

エ なお、本件処分の後、実施機関は令和6年10月3日に体育協会へ本件情報の提供を求め、令和6年10月9日に体育協会から本件情報の提供を受けた。また、令和6年10月2日付けで、請求人は別途市政情報の公開請求（市政情報の件名：2024「小金井市民体育祭ゴルフ大会」において①参加募集における参加申込の個票（都市部、年齢、ゴルフ協会員フラグ、J、S、GS、性別、参加事項等既出の一覧表で表示されている部分について黒塗りされていないもの）（後略））を行い、実施機関は令和6年10月11日付けで一部公開決定を行っている。

よって、本件処分があった時点で、実施機関は本件請求に関する市政情報を保有していなかったと認められる。

写

6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和7年度答申第3号
令和8年1月20日

審査庁

小金井市長 白 井 亨 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年2月10日付け小総総発第172号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

市政情報一部公開決定処分取消請求事件（令和6年度第5号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和6年10月22日付け市政情報一部公開決定処分（小企企発第208号）（以下「本件処分」という。）の非公開部分のうち、東京都総務局からのメールでの連絡文書（件名「【都市町村課】【小金井市】指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等の内容について」）のうち、東京都担当者の職員氏名の部分は公開すべきであるが、その他の非公開とした部分の処分は妥当である。

2 本件審査に係る経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和6年9月6日付けで実施機関に対し、市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての①起案書②外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料（法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等）（以下「本件請求」という。）の公開請求を行った。

(3) 期間延長

実施機関は、当該市政情報は、第三者である団体から提出された書類であり、当該団体に意見を求める必要があるとして、条例第12条第3項の規定により、決定期間の延長を行った。

(4) 特定した市政情報

実施機関は、ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての①起案書②外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料（法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等）（以下「本件情報」という。）を市政情報として特定した。

(5) 実施機関による決定

実施機関は、本件請求について、令和6年10月22日付けで本件処分を行った。

(6) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和6年11月1日付けで審査請求を行った。

(7) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和7年2月10日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、実施機関から令和6年11月28日付けの弁明書、請求人から令和6年12月16日付け審査請求にかかる弁明書への反論書及び令和6年12月20日付け反論書（補充分）の提出を受けるとともに、本件情報及び関連資料の提出を受けた。

(8) 市政情報の一部を公開しない理由の追加について

令和7年10月1日付けで処分庁より当審査会宛て、市政情報の一部を公開しない理由の追加について、書面の提出を受けた。

当審査会は、当該書面の提出を受けて、令和7年10月10日付けで請求人に意見の照会を通知した。

3 請求人の主張要旨

- (1) この件で開示された資料は、①「東京都総務局行政部市町村課税制担当」と「小金井市」がやりとりしたメールならびに環境省、農林水産省から出されている。②「特定外来生物被害防止基本方針 平成26年3月」と③「外来種被害防止行動計画 平成27年3月26日」の3点である。

市は、ふるさと納税品の指定において総務省から許可を得ているとして、①を情報公開請求が求めるエビデンスであると主張する。

しかしながら、請求人は「東京都総務局行政部市町村課税制担当」を介し、「総務省自治税務局市町村課ふるさと納税」に対して、この小金井市の返礼品認定における決定プロセスを照会したところ、当該機関は「地場産品規準」に基づいて、それを判定するものであり、返礼品の公序良俗に関すること、また、自然科学的な影響についての評価を下す機能は持ち合わせておらず、従って、「ヘラクレスオオカブトムシ」をふるさと納税品とするにあたって、①をもってしてそれが外来生物の拡散において「問題なし」とするようなエビデンスを小金井市に与えたものでないとの回答を得た。

従って、小金井市が請求人に対して開示した①は外来生物の拡散において「問題なし」とするエビデンスの要件を満たしておらず、これを情報公開請求の回答としたことは小金井市情報公開条例に違反しているとしてその是正を求める。

引き続き、請求人は、「総務省自治税務局市町村課ふるさと納税」に対して、それでは、返礼品における公序良俗に関すること、また、自然科学的な影響についての評価をする機関はどこになるのかと尋ねたところ、現状では自治体が担うべきではとの回答を得た。

従って、ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」について、それが

外来生物の拡散において「問題なし」とするエビデンスがあるとしたら、小金井市において独自に判定したものがあらずであり、請求者はその開示を求めるものである。また、②③については、これらの最新版である「特定外来生物被害防止基本方針令和4年9月」版がすでにあるにもかかわらず、かような旧版（平成26年3月）を呈示したのは、エビデンスがどうのという以前に、小金井市におけるふるさと納税品認定の作業自体が真摯に行われていないのではと疑わざるをえない。

市はこれら旧版（平成26年3月）を根拠に、リスクがないとの判断を行い、それが外来生物の拡散において「問題なし」とするエビデンスであると主張する。

しかし、請求人は環境省の出先機関である関東地方環境事務所において「特定外来生物被害防止基本方針」について説明をうけたところ、当該資料はいかなる意味においてもリスクを啓発しているものであり、当該資料をもって外来生物の拡散において「問題なし」との帰結を得るような解釈は、曲解以外の何物でもないとの回答を得た。

従って②③についても外来生物の拡散において「問題なし」とするエビデンスの要件を満たしておらず、また、そもそも旧版（平成26年3月）資料によるエビデンスの主張にいかなる妥当性があるのか理解しがたく、については、今回、市が開示した①②③の全てにおいて有意のエビデンスは認められず、当該開示は小金井市情報公開条例に違反しているとして、その是正を求める。

- (2) 本件審査請求は企画政策課がヘラクレスオオカブトムシをふるさと納税返礼品に指定した際、それを全国に配達、拡散しても安全であるとするエビデンスについて情報公開を求めたところ、到底、エビデンスにはなりえない物を提出してきたことに対するものである。

弁明書では、請求人が求める「ヘラクレスオオカブトムシを全国に配達、拡散しても安全である」とするエビデンスについて記述された個所はどこにも見当たらない。

企画政策課がエビデンスだと称する物は、その全てにおいて発行元より根拠を否定されている。

従って、小企企208号②として出された3点の資料には請求人が求めたエビデンスは存在していないという客観的な事実を踏まえ「企画政策課は誤った資料を開示した」として、市側弁明を否認するとともに情報公開請求における処分のやり直しを求める。

- (3) ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を市が認定するにあたり、それが外来生物の拡散において問題なしとしたエビデンスの開示を求めた

ところ、提供された「特定外来生物被害防止基本方針」は最新版が令和4年9月版であるにもかかわらず、平成26年3月版が提供されたことは、環境政策課が有効なものを提供せず、したがって、それはエビデンスになりえず、よって、適正な情報公開がなされなかったとしてその無効を求める。

請求人は「環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室」に問合せ、環境省がまとめた「特定外来生物被害防止基本方針」の平成26年3月版と令和4年9月版の違いについて尋ねたところ、令和4年9月版は平成26年3月版の更新版であり、現在は令和4年9月版を使用して欲しいとの回答を得た。

また、請求人は令和4年9月版がある以上、平成26年3月版の内容は「破棄」の対象で良いかと質したところ「破棄」で良いとの回答を得た。

従って、環境政策課が令和6年9月6日の時点で情報公開請求に対して既刊である令和4年9月版を用いず平成26年3月版を用いたことは情報的に無意味な物を請求者に提供したとして、この開示処分の無効を訴える。

4 実施機関の主張要旨

本件処分の内容のうち、①小金井市ふるさと納税協賛参加申込書（さとふる）における個人に関する情報、②ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての東京都との協議内容における個人に関する情報については、条例第5条第2号に規定する個人に関する情報に該当する。

①の情報については、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではあるものの、本件個人事業者は実店舗を持たず、また代表者個人の氏名を公開して営業活動を行わない、いわゆる通信販売を主体とし営業活動を行うものであることから、当該個人事業者に係る、住所、代表者の情報は事業を営む個人の当該事業に関する情報と個人に関する情報とを明確に区分することが困難であるため、条例第5条第2号に該当する。なお、市及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されるものとして、条例第14条に基づき意見書提出の機会の付与を行い、第三者である個人事業者から公開に反対の意見が提出された。

また、②の情報については、公的地位又は立場に関する情報であるものの、本市職員以外の職員等の氏名であり、当該団体の職務遂行上の情報であること及び公にされている情報でないことから条例第5条第2号に該当する。なお、第三者である東京都に電話で確認を行い、公開に反対する旨の回答を得た。

以上を踏まえ、条例第12条第2項及び第4項に基づき、①及び②に係る第三者の情報について非公開とし、その余は公開とする一部公開決定を行ったものである。

また、ヘラクレスオオカブトは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）に規定される特定外来生物に該当せず、同法第3条に規定される特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針である特定外来生物被害防止基本方針においても特段の記載がない。このことから、法第8条に規定する譲渡し等の禁止は適用されず、ふるさと納税のお礼品として取り扱うことに問題ない。

以上を踏まえ、本件処分は適正に行われているものである。

5 実施機関による市政情報の一部を公開しない理由の追加について

「ふるさと納税協賛参加申込書」等に記載の住所及び事業者概要記載の所在地については公開しない情報としている。当該住所及び所在地は事業者の自宅の住所となっており、ヘラクレスオオカブトの販売はネットのみであることから、自宅住所は一切公表していない。

ヘラクレスオオカブトは大変高額なものであり盗難等の虞がある。申込書記載の住所である自宅の住所が公開されることにより、犯罪の可能性も危惧されることから、条例第5条第5号（人の生命、身体又は財産の保護）に該当すると考えるものである。

6 審査会の判断

(1) 本件審査の対象について

当審査会は、請求人がした本件市政情報公開請求（ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての①起案書②外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料（法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等））に対し、実施機関が、①令和6年6月19日付け起案（ふるさと納税お礼品の追加について）、②東京都総務局からのメールでの連絡文書（件名「【都市町村課】【小金井市】指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等の内容について」）、③平成26年3月環境省、農林水産省発行「特定外来生物被害防止基本方針」、④平成27年3月26日環境省、農林水産省、国土交通省発行「外来種被害防止行動計画」、⑤我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）概要、⑥我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト〈動物〉を対象の市政情報としたことを確認した。そして、当審査会は、実施機関が、当該市政情報のうち、条例第5条第2号に規定する個人に関する情報に該当するとして東京都職員の氏名、東京都職員のメー

メールアドレス、条例第5条第2号及び第5号に該当するとして事業者の所在地等を非公開としたことを確認した。

したがって、当審査会は、本件処分において実施機関が非公開とした市政情報が条例に基づき公開とすべき市政情報に該当するか否かを本件審査の対象とし、これを以下に判断することとする。

(2) 条例の定めについて

ア 条例第5条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると明らかに認められるもの」を非公開情報と規定し、除外規定として、アに「当該個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」を除くこと規定している。

イ 条例第5条第5号は、「公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかなもの」は公開しないことができると規定している。

(3) 東京都職員の氏名について

東京都職員の氏名については、職員名簿が都政情報コーナーでも公開されてもおり、条例第5条第2号アの「公開することが公益上必要であるものと認められる」ため、公開することが妥当である。

(4) 東京都職員のメールアドレスについて

東京都職員のメールアドレスは、職員の個人名が含まれるものであり、特定の個人を識別できる情報であることから、個人情報に該当する。東京都職員のメールアドレスは一般に公開もしておらず、職務執行に際し必要な情報として公開することが、公益上必要であるとまでは認められない。よって、東京都職員のメールアドレスに係る部分の非公開は妥当である。

(5) 事業者の所在地等について

ア 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号にいう個人情報とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くことを規定しているが、本件は小金井市ふるさと納税協賛参加申込書に納税協賛事業者として記載するものであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報であることは明らかであるから、条例第5条第2号には該当しない。

イ 条例第5条第5号該当性について

請求対象のふるさと納税お礼品である「ヘラクレスオオカブトムシ」は、高額であり、事業者においては、盗難の虞から、事業場の場所を公開



することなく、その販売もインターネットでの販売に限っていることが確認されており、個人の生命、財産等の保護及び公共の安全と秩序維持の観点から、本号を適用しての非公開は妥当である。

(6) その他

その他本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。

7 結論

以上のとおり当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



令和7年度答申第4号
令和8年3月17日

審査庁

小金井市長 白 井 亨 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会

会長 真 野 文 恵

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月21日付け小総総発第25号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

市政情報一部公開決定処分取消請求事件（令和6年度第6号）

答 申

1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和7年1月15日付け
市政情報一部公開決定処分（小企企発第294号）（以下「本件処分」という。）
の非公開部分のうち、「ふるさと納税業務委託契約書」のうち小金井市作成の
小金井市業務委託契約約款の部分及び個人情報取扱特記事項の部分、また、
「ふるさと納税業務委託契約書」乙欄に記載された法人代表者の担当部署名
及び役職名については、公開することが妥当であるが、その他の非公開とし
た部分の処分は妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成
14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和6年1
2月27日付けで実施機関に対し、市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、ふるさと納税に要する経費（添付令和5年度決算資料）におけ
る、報償費、需用費、役務費、委託料にかかる詳細な内訳、支払先、その金
員を規定する約定等などの資料（・決算の明細書、支払にかかる領収書の全
て、・契約書の類）（以下「本件請求」という。）の公開請求を行った。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、ふるさと納税に要する経費（添付令和5年度決算資料）にお
ける、報償費、需用費、役務費、委託料にかかる詳細な内訳、支払先、その
金額を規定する約定等などの資料（決算の明細書、支払にかかる領収書の
全て、契約書の類）（以下「本件情報」という。）を市政情報として特定した。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件請求について、令和7年1月15日付けで本件処分を
行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和7年3月31日付けで審査請求
を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和7年5月
21日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、実施機関から令和7年4月18日付けの弁明書及び令和7

年5月2日付けの審査請求にかかる弁明書への反論書の提出を受けるとともに、本件情報及び関連資料の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

- (1) ふるさと納税を市が行うにあたり、そこにかかる経費について、大きな支出項目となっているネット業者との契約書類を黒塗りにし、契約の内容を市民の目にさらさないように処置した行為は、情報公開にかかる審査を要すべきものとしてこれを請求する。

請求人は、ふるさと納税に関する経費関係の構造を知るために、小企企発第294号にかかる請求をしたところ、契約内容が読めない状態で開示されたことについて、審査請求する。

市は、第三者照会に対する業者の回答を根拠とするが、業者は「競争上又は事業運営上の地位が著しく害されると考える」と主張しており、当該処分は業者の言い分を100%鵜呑みにした上で決定されたものであることが推定される。

決定プロセスについて開示された結果によると、調査報告も議事録もなく、また、印を見ると、合議も同一部内でおこなわれていることがわかる。従って、部局は業者が主張するところの真偽についてなんらの調査も証明の類を行わずに、部局だけの判断で、市民の知る権利について、これを一方的に封殺し、企業側の主張を唯々諾々と受け入れたことになる。

ふるさと納税に関する委託業者が万が一にも「競争上又は事業運営上の地位が著しく害されると考える」というような主張をするからには、それを自ら証明すべきであり、市としては、それを業者に請求する程度の対応があつてしかるべきである。

部局が再度の問い合わせもせず、部内の特定少人数で判断を行い、業者の主張を優先させたことは、企業への付度といっても過言ではなく、誠に遺憾なことが行われていると考える。

「他の自治体にも同様の対応を行っているため」とも業者は書いているが、市民の知る権利について、これを尊重するなら、広汎に行われている行政による業者への付度カルテルの方を即刻止めにして、逆に他の自治体にも働きかけて、全ての自治体において、これを開示する方向に向けていくのが、真にあるべき姿であろうと考える。

ついでには、本件は行政と企業の契約において、それが市民に対してブラックボックス化する最近のムーブにおいて、その遮断をはかるべく重大な案件であるとして、審査請求を申し立てる。

- (2) 請求人は、請求の中において、市側の黒塗り行為が第三者照会による業者

の主張を、丸呑みにし、業者の言い分だけを、唯々諾々と採りあげた行為について質しているのに対し、弁明は「業者より意見書が提出されたのでそうした」との意に終始しており、そこには市民の知る権利の擁護に対する配慮の欠片もない。ついで、市側の弁明は審査請求に関する問いに対し、なんらも答えておらず、ようは門前払いを体よく弁明書にて行ったものであるとして、その不誠実さとともに、この弁明の無効を訴える。

4 実施機関の主張要旨

本件処分の内容のうち、①ふるさと納税に関連するポータルサイトの企画・運営事業を主として行う法人（以下「法人」という。）と締結した契約書に関する情報については、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報に該当する。また、②①の契約書に関する情報のうち、担当者の住所及び氏名に関する情報については、条例第5条第2号に規定する個人に関する情報に該当する。

①の情報については、当該契約書には、契約に関する部署名等を含む契約に係る詳細な内容が記載されており、また、当該契約書に押印される法人の印影は、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造され、当該事業を営む法人の利益の得喪等に係る書類の作成に悪用されるおそれがあることから、法人において、これらの情報が公開されることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められ、条例第5条第3号に該当する。

②の情報については、対象となる担当者の住所及び氏名は、法人等についての情報の一部と考えられる当該法人の役員に関する情報ではないことから、条例第5条第2号に該当する。

なお、市及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されるものとして、条例第14条に基づき意見書提出の機会の付与を行い、第三者である法人から公開に反対の意見が提出されている。

以上を踏まえ、条例第12条第2項及び第4項に基づき、①及び②に係る第三者の情報について非公開とし、その余は公開とする一部公開決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の定めについて

条例第5条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認め

られるもの」は公開しないことができると規定している。

また、条例第5条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの」は公開しないことができると規定している。

(2) 契約書について

実施機関が対象文書として特定した「業務委託契約書」及び「ふるさと納税業務委託契約書」について審査した結果、当該契約書はいずれも、契約相手側企業の具体的な業務運営に関わる重要なノウハウ、取引条件、技術情報等が記載されており、当該法人においても、契約書記載事項の何れもが企業秘密である旨の考えも示されている。このような情報が公開された場合、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害する危険性が認められるから、条例第5条第3号に基づく非公開は妥当である。ただし、「ふるさと納税業務委託契約書」における「小金井市業務委託契約約款」部分及び「個人情報取扱特記事項」部分は、小金井市における契約書に標準的に添付されるものと認められるから、非公開にする理由はなく当該部分に限り公開が妥当である。

また、両契約書に押印されている法人の印影は、公開されることでの偽造や悪用のリスクから、当該法人の公正な事業運営に支障があると認められるから条例第5条第3号に該当する。

「ふるさと納税業務委託契約書」乙欄に記載された者の氏名は、当該法人の役員ではないことを実施機関において確認したとのことであり、条例第5条第2号に基づく非公開は妥当であるが、記載される法人の所属部署名及び役職名は、取引に関連する法人の組織体制や責任分担を特定する情報であり、法人等の情報と考えるものであり、条例第5条第2号には該当せず、また、条例第5条第3号に言う「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害する」とまで特に認められるものもないから、非公開にする理由はなく当該部分については公開が妥当である。

(3) その他



その他本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。

6 結論

以上のとおり、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



令和7年度答申第5号
令和8年3月17日

審査庁

小金井市教育委員会

教育長 大熊雅士様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会

会長 真野文恵

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年12月23日付け小教学庶発第140号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

市政情報非公開決定処分取消請求事件（令和7年度第1号）



答 申

1 審査会の結論

小金井市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和7年6月19日付け市政情報非公開決定処分（小教生生発第134号）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 本件審査に至るまでの経緯

(1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和7年6月10日付けで実施機関に対し、市政情報の公開請求を行った。

(2) 公開請求の内容

請求人は、「市民体育祭（令和6年）における参加団体（別紙）における参加者名簿の処理についてわかる資料」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(3) 特定した市政情報

実施機関は、「市民体育祭（令和6年）における参加団体（別紙）における参加者名簿の処理についてわかる資料」を市政情報として特定した。

(4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について、令和7年6月19日付けで本件処分を行った。

(5) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和7年8月20日付けで審査請求を行った。

(6) 当審査会への諮問及び資料の提出

教育長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和7年12月23日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、実施機関から令和7年11月14日付けの弁明書の提出を受けるとともに、関連資料の提出を受けた。

3 請求人の主張要旨

請求人は、次のとおり主張する。

- (1) 小金井市教育長が令和7年6月19日付小教生生発第134号で審査請求人に対して行った市政情報の非公開決定に対し、請求した資料は当該課が適正な業務を行っておれば、必ず存在するはずである資料であり、これに

ついて不存在を主張するのは虚言であるとして、所持している資料の開示を求める。

- (2) また、当該資料の不存在の理由が万が一スポーツ振興課のサボタージュが原因の場合は、早急に適正な業務を行い、請求されている資料の開示を求める。
- (3) 市民体育祭委託における個人情報取扱特記事項第17条によれば、受託者は個人情報について返還もしくは廃棄をしなければならないと書いてある。また、2項では廃棄の場合は委託者に書面の提出が求められている。これに基づき、請求者は先年の市民体育祭における参加者名簿のその後の扱いについて情報公開請求したところ本件のごとき回答があった。
- (4) これによると、当方の請求に対し、なんらの資料もないとのことであるが、市民体育祭委託における個人情報取扱特記事項に基づいて当該課が適正な業務を行っておれば、体育協会から返還された名簿、また、廃棄だった場合は、それにかかる書面があるはずであり、スポーツ振興課の言には嘘があることになる。従って、当該課は、資料を所持していながら開示をしないということになり、本件において隠蔽を謀っているといわれて致し方ない。
- (5) また、万が一にも、当該課がサボタージュなどにより名簿等、個人情報保護にかかる業務をしていない場合、早急にこれを行い請求されているものの即時の開示を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、次のとおり主張する。

- (1) 実施機関は、市政情報の公開請求があったときは、請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない（本件条例第5条本文）ところ、ここでいう「市政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものとされる（本件条例第2条第2号）。
そして、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、この「取得した場合」とは、小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号。以下「文書管理規程」という。）の定めるところに従い、收受の手續を終了した時点以後のものとされる。
- (2) また、体育協会は自ら個人情報保護方針（体育協会が保有する個人情報の適正な取り扱い）を定めて、収集した個人情報に係る利用目的外の利用の制限として、あらかじめ本人の同意を得ることなく特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとしている。

加えて、委託者（実施機関）と受託者（体育協会）は、個人情報取扱特記事項を取り交わし、その第13条において、受託者は、本業務に関して知り得た個人情報が記録された資料等を委託者の求めに応じて、委託者に提出しなければならないとしている。

- (3) これらに照らしてみると、本件条例第9条にもとづき公文書の開示を請求することができるのは、実施機関が保有している公文書であるから、ある公文書の開示請求権が発生するためには、実施機関において当該公文書を保有していることが必要であり、実施機関が文書を保有していることが、当該公文書の開示請求権発生の要件といえることができる。

この点、令和6年度における市民体育祭は、企画運営も含めて実施機関が体育協会に委託しているところ、令和6年度における市民体育祭に係る参加者名簿（以下「参加者名簿」という。）は、体育協会がその運営に必要なため収集した個人情報である。これについて、実施機関としては受託者として必要な範囲において当該事務に係る報告は受けているが、各実施競技に係る個別な内容までも報告させることはしていない。また、体育協会が市民体育祭の企画運営を行うのであれば、体育協会が利用目的の達成に必要な範囲を超えて実施機関に参加者名簿を提供することもないし、実施機関において体育協会が収集した個人情報である参加者名簿を利用することもない。加えて、各競技における参加者の個人情報を実施機関が保有することは、業務に直接関係のない個人情報を保有すること、安易な個人情報の収集は厳に慎むべきと考えることから、実施機関（委託者）が個人情報取扱特記事項第13条に基づいて、体育協会（受託者）に本業務に関して知りえた個人情報が記録された資料等を求めることもなかった。それゆえ、参加者名簿は体育協会に保有しているのが体育協会が定める個人情報保護方針に照らしても適当であるし、実施機関に対して参加者名簿が提出された事実もない。

このように、実施機関は、体育協会から参加者名簿の提出がないのであるから、実施機関の職員が参加者名簿に係る文書管理規程に従った收受の手続を行うことはないし、つまり、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において取得した場合にも該当しない。

したがって、本件請求があった時点（令和7年6月10日）で、実施機関が本件情報を保有している事実はなかったのであるから、本件条例に定める市政情報は当然に不存在となる。

なお、体育協会において、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、确实、かつ速やかに破棄又は削除するよう個人情報保護方針を定めて運用しているところ、実施機関が確認したところによれば、体育協会は参加者名簿を適切に破棄又は削除しているのであって、個人情報の取扱いは適

切に行われている。

5 審査会の判断

(1) 条例の定めについて

条例第2条第2号は、市政情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

(2) 条例第2条第2号該当性について

当審査会が確認した事実は、次のとおりである。

ア 小金井市民体育祭（以下「市民体育祭」という。）は、主に市民の健康増進及び地域スポーツの振興に資することを目的とし、公益財団法人小金井市体育協会を受託者（以下「体育協会」という。）として、「市民体育祭」の企画・運営について、委託契約されたものである。

イ 各種競技大会の準備を含め、各大会の実施及び運営に関することは委託契約の中に含まれており、体育協会において実施されている。

ウ 令和6年度における市民体育祭に係る各参加団体の参加者名簿（以下「参加者名簿」という。）は、体育協会が事業実施に当たり収集したが、参加者名簿は体育協会から実施機関に提出されてはいない。

エ 参加者名簿の返還もしくは廃棄に係る書面については、実施機関から体育協会にそれを求めていることはなく、実施機関に提出もされていない。

以上のとおり、本件処分があった時点で、実施機関は本件請求に関する市政情報を保有していなかったことが認められる。

(3) その他

その他本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。

6 結論

以上のとおりであり、実施機関の行った本件処分は妥当である。